

平成17年11月15日
施行

(設置)

第1条 市民自治の確立を目指し、市政への市民参加をより一層進めるためのしくみを規定した条例(以下「市民参加条例」という。)を制定するにあたり、市民参加のしくみづくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 市民参加条例に盛り込むべき事項
- (2) 市民参加条例を実効性あるものとするための方策

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる基準により市長が選出する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 市民団体の代表者 8名以内
- (3) 公募による市民 4名以内

3 委員の任期は前条に定める提言のあった日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員のうちから委員の互選によって定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、委員会の決定により公開しないことができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策審議室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

市民参加のしくみづくり検討委員会 委員一覧表

	名前	所属(団体名)	区分
1	大杉 覚 (おおすぎ さとる)	首都大学東京 都市教養学部教授	第3条第2項1号委員 (学識経験者)
2	保井 美樹 (やすい みき)	法政大学 現代福祉学部助教授	
3	前野 修 (まえの おさむ)	八王子市町会自治会連合会	第3条第2項2号委員 (市民団体の代表者)
4	大森一美 (おおもり かずみ)	八王子市民活動協議会	
5	齊藤広子 (さいとう ひろこ)	八王子国際交流団体連絡会	
6	石田雄一 (いしだ ゆういち)	八王子学生委員会	
7	服部星秀 (はっとり せいじ)	八王子障害者団体連絡協議会	
8	市川晶子 (いちかわ あきこ)	八王子手をつなぐ女性の会	
9	林春紀 (はやし はるき)	八王子市老人クラブ連合会	
10	鈴木雅徳 (すずき まさのり)	八王子商工会議所	
11	阿部 冽 (あべ きよし)	公募市民	第3条2項3号委員 (公募による市民委員)
12	水野 恵子 (みずの けいこ)	公募市民	
13	中川 和郎 (なかがわ かずお)	公募市民	
14	山口 幸男 (やまぐち ゆきお)	公募市民	

平成17年12月8日施行

(設置)

第1条 市民自治の確立を目指し、市政への市民参加をより一層進めるためのしくみを規定した条例(以下「市民参加条例」という。)の制定作業を円滑かつ効果的に進めるため、市民参加のしくみづくりプロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について具体的な作業を行い、総合政策部長に報告する。

- (1) 市民参加のしくみづくり検討委員会の検討に必要な調査・研究
- (2) 市民参加条例素案の作成及び市民意見の集約
- (3) 市民参加条例の制定および施行にあたり必要となる資料作成

(構成)

第4条 プロジェクトチームは、総合政策部長の指名する政策審議室主査と、別表に掲げる部の職員で所属長が推薦する者8名をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームにリーダーを置き、政策審議室主査をもって充てる。
- 3 委員の任期は市民参加条例の施行日の前日までとする。

(庶務)

第4条 プロジェクトチームの庶務は、政策審議室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、総合政策部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月8日から施行する。

別表

行政経営部、市民活動推進部、総務部、健康福祉部、こども家庭部、まちづくり計画部、生涯学習スポーツ部、
--

1. 市民参加のしくみづくりプロジェクトチーム名簿

氏名	ふりがな	所属	役職	内線	備考
石渡 正起	いしわたり まさき	総合政策部政策審議室	主査	2123	リーダー サポートチーム
今井 明	いまい あきら	行政経営部経営管理課	主任	2064	サポートチーム
渡邊 剛	わたなべ つよし	市民活動推進部協働推進課	主任	2973	サポートチーム
秋山 利枝	あきやま りえ	総務部法制課	主事	2208	サポートチーム
橋本 和幸	はしもと かずゆき	健康福祉部高齢者支援課	主事	2165	
平澤 志野	ひらさわ しの	こども家庭部子育て支援課	主任	2839	
水島 彩子	みずしま あやこ	まちづくり計画部都市計画室	主事	3323	
齋藤 義明	さいとう よしあき	生涯学習スポーツ部文化財課	主事	4308	

2. 市民参加のしくみづくり事務局調整会議名簿

氏名	ふりがな	所属	役職	内線	備考
清水 真人	しみず まこと	総合政策部広聴広報室（広聴担当）	主任	2684	
中沢 学	なかざわ まなぶ	総合政策部広聴広報室（広報担当）	主任	2146	
坂口 崇文	さかくち たかふみ	総務部IT推進室	主任	2073	派遣研修中は代理 主査 田中 勉

3. 市民参加のしくみづくり事務局名簿

氏名	ふりがな	所属	役職	内線
木内基容子	きうち きよこ	総合政策部政策審議室	主幹	2122
小坂 光男	こさか みつお	〃	主幹	2102
峯尾マス子	みねお ますこ	〃	課補	2103
石渡 正起	いしわたり まさき	〃	主査	2123
中山あずさ	なかやま あずさ	〃	主任	2103
三宅 智之	みやけ ともゆき	〃	主事	2123

「市民参加のしくみづくり」事業取り組み体制

1 「市民参加のしくみづくり検討委員会」

(1) 構成

学識経験者(2名): 市内在勤または在住の研究者

市民団体推薦(8名): 地縁活動系、テーマ別活動系、国際交流系、学生団体、女性団体、
障害者団体、高齢者団体、企業市民

公募市民(4名)

合計 14名

(2) 検討事項

「市民参加条例」制定に当たっての基本的な考え方

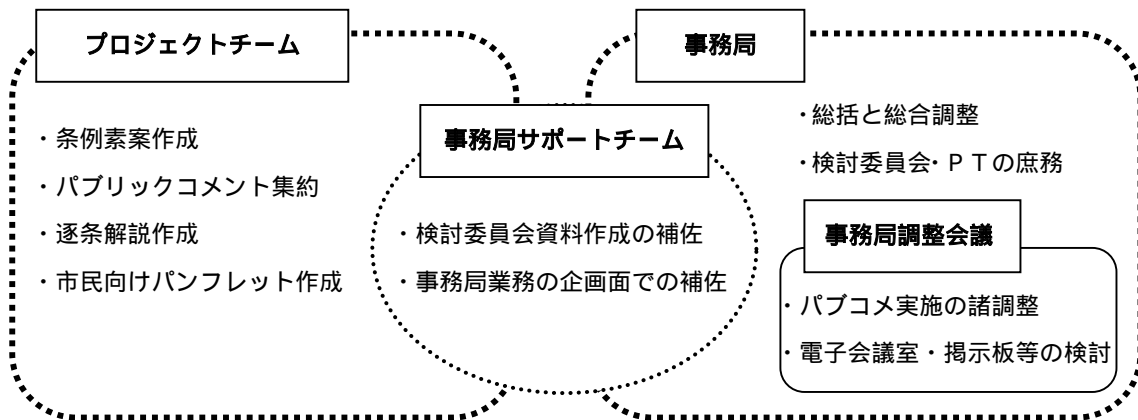
「市民参加条例」に盛り込むべき事項

「市民参加条例」を実効性あるものとするための方策

(3) 達成目標

上記検討事項の検討結果を委員会としてとりまとめ、市長への提言書として提出する。

2 庁内体制



プロジェクトチームの構成

総合政策部、行政経営部、市民活動推進部、総務部、健康福祉部、
こども家庭部、まちづくり計画部、生涯学習スポーツ部

サポートチームの構成

政策審議室、協働推進課、経営管理課、法制課

事務局調整会議の構成

政策審議室、広聴広報室(広聴担当、広報担当)、IT推進室

事務局: 政策審議室

市民参加のしくみづくり 作業スケジュール

年度	月	区分			
		議会	市民参加・情報提供	検討委員会	庁内PT
17	11			設置準備	設置準備
	12				
	1	パブリシティ告知	パブリシティ		
17	2				条例素案の作成・パブリックコメントの準備
	3		広報4月1日号出稿		
	4	パブリシティ告知	パブリシティ 中間報告会の開催		
18	5				
	6			提言書提出	
	7		広報9月1日号出稿		
18	8	常任委員会報告	パブリシティ		
	9		条例素案公表 パブリックコメント		
	10				パブコム集約
18	11				議案調製
	12	条例案上程			施行規則等整備
	1				逐条解説作成
18	2				庁内説明会準備
	3	逐条解説机上配付	広報4月1日号出稿		庁内説明会開催

「市民参加のしくみづくり検討委員会」検討スケジュール案（たたき台）

開催日	回数	主な内容	必要な資料	
1月 26日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・就任依頼状交付 ・提言依頼内容の伝達 ・委員自己紹介 ・事務局紹介 ・事務局からの説明（委員会設置経緯、設定目標） ・会の進め方についての意見交換 	就任依頼状 委員名簿 委員会設置要綱等 検討スケジュール案 ゆめおりプラン・行財政改革プラン 市政世論調査 市民参加推進ガイド・協働ハンドブック	
2月 18日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加をめぐる背景・現状把握 ・情報提供の現状について ・広報広聴の現状について ・市民参加の現状について 	他自治体の制定状況 現状詳細資料	
3月	4日			第3回
	18日			第4回
4・5月	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例制定に当たっての基本的な考え方について ・市民参加条例の骨子案について ・市民参加条例を実効性あるものとするための方策について 	・検討用資料（事務局作成）	
	第6回			
	第7回			
6月	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への提言書案について 	・提言書文案（事務局作成）	
	第9回			